

令和3年第9回定例会
議案等参考資料

1 議案第1号関係

おいらせ町立学校給食センター運営委員会委員名簿

	番号	選任区分	氏名	住所	備考
現	1	町立小、中学校関係者	小笠原 聡	おいらせ町 東下谷地116	百石中学校 校長
新	2	町立小、中学校関係者	沼尾 千恵美	おいらせ町 一川目4丁目6-10	甲洋小学校 教頭
現	3	町立小、中学校関係者	佐々木 愛子	おいらせ町 立蛇114-3	下田中学校 養護教諭
新	4	町立小、中学校保護者代表者	袴田 真吾	おいらせ町 染屋101-7	木内々小学校 PTA会長
新	5	町立小、中学校保護者代表者	湊 雅行	おいらせ町 上久保22-2	木ノ下中学校 PTA会長
新	6	学識経験を有する者	石沢 由起子	八戸市 尻内町字鴨田7	三戸地方保健所 生活衛生課長
現	7	学識経験を有する者	廣瀬 麻梨子	おいらせ町 中下田135-2	おいらせ町 保健こども課 管理栄養士

・ 委嘱期間：令和3年1月13日から令和5年1月12日まで

※ 新委員は「委嘱した日」から

2 議案第2号関係

おいらせ町教育委員会文書管理規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(町規程の準用)</p> <p>第2条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、おいらせ町文書管理規程(平成18年おいらせ町訓令第6号)を準用する。この場合において、おいらせ町文書管理規程第11条第1項中「総務課長」とあるのは、「学務課長」と読み替え、同規程別表第1の規定は次の表のとおり読み替えるものとする。</p>	<p>(町規程の準用)</p> <p>第2条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、おいらせ町文書管理規程(平成18年おいらせ町訓令第6号)を準用する。この場合において、おいらせ町文書管理規程第11条第2項中「総務課長」とあるのは、「学務課長」と読み替え、同規程別表第1の規定は次の表のとおり読み替えるものとする。</p>

3 議案第3号関係

おいらせ町就学援助費支給要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>別表1 (第2条関係) 総収入限度額 表略</p> <p>※1 略</p> <p>※2 略</p> <p>※3 所得額が<u>480,000円以下</u>の親族を扶養親族等の数とする。なお、申請世帯全員が<u>480,000円以下</u>の場合は、申請者のみ扶養親族等の数に含めないものとする。</p>	<p>別表1 (第2条関係) 総収入限度額 表略</p> <p>※1 略</p> <p>※2 略</p> <p>※3 所得額が<u>380,000円以下</u>の親族を扶養親族等の数とする。なお、申請世帯全員が<u>380,000円以下</u>の場合は、申請者のみ扶養親族等の数に含めないものとする。</p>

4 その他関係

① いじめ防止標語の募集及び審査について

事 務 連 絡
令和3年 月 日

おいらせ町教育委員 様

おいらせ町教育委員会学務課指導室

『いじめ防止標語～心の花 咲かせよう～』の審査について

仲秋の候、皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、いじめ防止標語の審査への御協力、誠にありがとうございます。
つきましては、下記のとおり審査を進めていきますので、事前審査等、御協力をお願いいたします。

記

1 選考について

- ・ 小学校低学年の部、高学年の部から、各校ごとに1作品。中学校は、各校ごとに2作品の優秀作品を決定し、リーフレットに掲載することを目的とする。

2 事前審査について

- ・ A～M、それぞれのグループごとに審査をする。
- ・ よいと思う順に、得点が5点、4点、3点、2点、1点の作品を選ぶ。
(最大5点までということで、必ず5作品ということではありません。3作品だけの場合は、5点、4点、3点とする。)
- ・ 別紙(採点一覧表 FAX)に、それぞれの欄に作品のnoを記入する。
- ・ 月 日 () までに、提出をお願いします。

3 優秀作品の決定について

- ・ 集計結果をもとに11月定例会で協議し、各校からの代表作品を決定する。

4 その他

- ・ 1月中をめどにリーフレットを作成し、全児童生徒へ配布する。

「いじめ防止標語～心の花 咲かせよう～」募集要項

おいらせ町教育委員会

- 1 テーマ 「みんなで つくろう
楽しい学校・安心できる社会」
 - 2 目的
 - ・ いじめ防止についての意識を高める。
 - ・ いじめを発見した時、傍観者にならない意識を高める。
 - ・ 安心して相談できる意識を高める。
 - 3 主催
 - ・ おいらせ町教育委員会
 - 4 応募対象者
 - ・ おいらせ町内の小学生、中学生
 - 5 応募締切日
 - ・ 学務課指導室へ9月末日までに提出。
 - ・ 募集用紙の配布や回収の日程については、各学校で定める。
 - 6 応募方法
 - ・ 学校で指定された日までに、学級担任に応募用紙を提出する。
 - ・ 応募用紙については、共有サーバーにある様式を使用する。必要に応じて拡大したものや別様式等、配布された応募用紙以外の使用も可能とする。

「共有サーバー → ￥小中学校共通 → ￥09.小中学校共通 → (■) 01 生徒指導関係」
 - 7 リーフレット作成について
 - ・ 各学級から2作品以内を、推薦する。
(学務課指導室への提出は各学級で選出された作品のみ)
 - ▶ 推薦する作品については、赤で囲む等、明示する。
 - ・ 推薦された作品から、各小学校1、2、3年から1作品、4、5、6年から1作品、各中学校から2作品の計16作品を教育委員定例会で選考し、リーフレットを作成する。
 - ・ リーフレットは全児童生徒へ配布する。
 - 8 その他
 - ・ 全員参加が望ましい。
 - ・ 実施に当たっては、各校のいじめ防止プログラムの内容を見て効果的な時期を考える。
 - ・ 応募者の作品、及び応募者氏名、校名は町発行のパンフレット等に掲載する場合がある。
- ☆ 県生涯学習課が実施している【いじめ防止キャンペーン】(6月～8月下旬)に応募した中から学級の推薦作品を選んで提出してもよい。

みんなで つくろう
 たの がっこう
 楽しい学校
 あんしん しゃかい
 安心できる社会

ひょうごぼしゅう
標語募集
 ~心の花 咲かせよう~
 -おいらせ町教育委員会-



いじめは、いじめられる子だけでなく、いじめる子、それを見ている子、そして子どもだけでなく関係する大人、みんなを傷つけます。

みんなが、安心して楽しく生活できるように、みんなでいじめを防ぎ、みんなの明るい未来を作っていきましょう。
それぞれの立場の人が元気になるメッセージを標語にしてみましょう。

☆誰に伝えたいかを何個か選んで考えましょう。(ひとつだけでもいいです。)

○いじめについて (いじめる子に、いじめられている子に、いじめを見ている子に)

○携帯端末の利用について (SNS等の利用も含む)

○その他 (命の大切さ、思いやり、大人になど自由に)

おいらせ町立 学校 年 組 名前

・町のいじめ防止リーフレットに、優秀作品を掲載します。

今後の予定

- 4月 応募用紙を共有フォルダ内に保存
- 6月～8月下旬
県生涯学習課が実施している【いじめ防止キャンペーン】(6月～8月下旬)
- 8/26 定例会(審査依頼)
- 9/30 学校から委員会へ提出
- 10/28 定例会(審査依頼 11/5まで)
- 11/25 定例会(審査結果の確認)
- 12月 リーフレット作成
- 1月 審査結果通知、リーフレット配布



FAX



送信書

発 信 日	令和 年 月 日 ()						
発 信 先	おいらせ町教育委員会学務課指導室 指導主事 梅田 琢磨 行 FAX 0178-56-4268						
発 信 者							
枚 数	(本状含み) A4 判 1 枚						
用 件	『いじめ防止標語』の審査について						
内 容	採点票(1位から5位までの no を記入ください)						
			1位 (5点)	2位 (4点)	3位 (3点)	4位 (2点)	5位 (1点)
	A	下田小(低)					
	B	木内々小(低)					
	C	木ノ下小(低)					
	D	百石小(低)					
	E	甲洋小(低)					
	F	下田小(高)					
	G	木内々小(高)					
	H	木ノ下小(高)					
	I	百石小(高)					
	J	甲洋小(高)					
	K	下田中					
	L	木ノ下中					
	M	百石中					
	月 日()までをお願いします。						
そ の 他							